

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

- (一) 令和三年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、令和三年度における法定加算額二千二百四十六億円、令和二年度からの繰越額二千五百億円、臨時財政対策のための特例加算額一兆七千六百六十八億九千九百七十七万二千元及び地方公共団体金融機構の在庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額七百六十億円、平成二十年度分、平成二十一年度分、平成二十八年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和三年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額三千四億四千二百四十八万二千元を控除した額とすること。
- (二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、令和三十八年度までに償還することとすること。

(三) 令和元年度における地方交付税の精算減額四千八百十一億円について、令和九年度から令和十八年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和三年度及び令和四年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けること。

(二) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。

(三) 教育の情報化、特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。

(四) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。

(五) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(六) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

令和三年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例

令和三年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和三年度分の地方交付税の総額に千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算すること。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

六 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

一 河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるために令和二年度から令和六年度までの間に限り発行できるととされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加すること。

二 その他所要の改正

第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

一 自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長に伴い、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和三年度まで延長すること。

二 その他所要の改正